過 観

「いじめ防止対策推進法」・「長野市いじめ防止等のための基本的な方針」・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく対応

授業づくりの工夫

- 分かる授業 楽しい授業
- 道徳教育の充実/人権教育の実施
- ・情報モラル教育/SOSの出し方教育

人間関係づくり

- ・互いを受容し、認め合う学級活動
- ・人権旬間等の実施
- (児童会、生徒会活動・集会)

連携

- 相談窓口の周知
- ・関係機関との連携
- •幼保小中連絡会

研修の充実

- ・人権感覚の向上
- •生徒児童理解
- 対応スキル研修

「学校いじめ防止基本方針」の策定、公表(HP) /いじめ防止対策組織の設置(常設)

児童生徒の実態把握/相談体制の充実

- ・定期的な「いじめアンケート」の実施
- しなのき児童生徒意識アンケートの実施
- ・職員会や学年会等による情報共有
- 本人、他の児童生徒、保護者の訴え
- 定期的な教育相談の実施
- ・日常的な児童生徒観察(声がけ、日記等)
- ·SC等や校外相談機関からの情報
- ・地域からの情報提供



連

携

いじめと疑われる事案の発見・情報

「校内のいじめ防止対策組織」への報告・連絡・相談

例)担任 → 学年主任·生徒指導主事 → 教頭 → 校長(判断)

対応の指示

「校内のいじめ防止対策組織」による対応

情報収集・状況の把握

- 児童生徒、保護者等から情報収集
- •複数の情報から事実関係を確認

支援体制・指導方針の決定

- ・事実関係を確認し情報共有
- 支援方法の検討、指導方針の確認
- 役割分担の決定
- ・全教職員へ情報提供



≪構成メンバーの例≫ 校長•教頭•担任 生徒指導 学年主任 養護教諭 SC-SSW 等

児童生徒への支援・指導

いじめられた児童生徒への支援

寄り添い支える体制づくり 徹底的に守り通すこと

いじめた児童生徒への指導

人格を傷つける行為の理解 自らの行為の責任を自覚させる

いじめを見ていた児童生徒への指導

自分事として捉えること いじめを止める/知らせること

保護者への対応

つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒の保護者 へ事実関係を伝えるとともに、今後の支援・指導について連携を図る。

継続指導

定期的な「支援会議」の実施

SCによるカウンセリング

職員による見守り・フォロー体制の整備・面談等の心のケアなど

経過観察

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていること ①「いじめの行為が止んでいること」

(少なくとも3ヶ月以上を目安とする)

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

(本人、保護者と面談等により確認)

一人で抱え込んでいませんか?

「よくあること」・「自分で解決できる」 「大丈夫」・「迷惑をかけたくない」という 心理が働き、いじめが疑われる事案を 一人で抱え込むケースがあります!!

「おや?いつもと違うな」と思ったら 学年主任、生徒指導主事、教頭へ すぐに報告・連絡・相談しましょう!

対応記録を取りましょう!

児童生徒への聞き取りは複数で実施する。 誘導的質問や詰問的質問はNGです。 「5W1H」と「学校の対応」を記録する。 憶測や推測は記録として残さない。 ※公文書として開示請求の対象となります

指導主事(さっと学援隊)の支援・派遣

- ・管理職、登校支援Co等との相談実施・いじめ事案や不登校事案への対応指導
 - いじめ問題等調査員等の派遣

・法律、心理、福祉等専門家などの人的支援

市

教

委

いじめの重大事態発生

「いじめの重大事態」の定義

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被 害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより相当の期間(年間30日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いが
- →児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が 生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生し たものとして報告・調査等に当たる。

調査組織の設置

校内のいじめ防止対策組織

※いじめ問題等調査員や さっと学援隊などの人的支援

調査の実施 再発防止策の検討 調査結果の報告書

被害児童生徒・保護者に 事実関係の情報提供

- ※これまで「いじめの重大事態」として扱った事案の例
- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した事案
- ・いじめにより転学を余儀なくされた事案
- ・暴行を受けて骨折した事案/投げ飛ばされ脳震盪になった事案
- ・わいせつ画像をインターネット上で拡散された事案 等

大 事態への 対